△

○

許可車両専用 	30の３	タクシーであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両専用 	30の４	トラックであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両（組合せ）専用 	30の５	標示板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
［略］			

［イ～オ　略］

⑵　［略］

○

許可車両専用 	30の３	タクシーであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両専用 	30の４	トラックであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両（組合せ）専用 	30の５	標示板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
［同左］			

［イ～オ　同左］

⑵　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。ただし、付表3(1)アの改正規定は、公布の日から施行する。